

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
(1)	民間事業者による行政情報の有効な利活用を推進するなど官民が保有する情報を連携するための基盤の構築	顧客にとっての利便性の向上（確実な保障の提供及び手続負担の軽減等）、行政及び民間事業者のサービスの品質の向上や事務効率化・コスト低減を図る観点から、行政が保有する顧客の住所等の情報について本人からの要請や事前の同意等により民間事業者による有効な利活用を推進するなど、官民が保有する情報を連携するための基盤を構築すべきである。	<p>現在、官民が保有する情報を連携する基盤が存在しないことから、情報の有効な利活用が図られておらず、国民・行政・民間事業者に多大なコスト・時間・労力がかかっている。番号法により導入される制度でも、民間事業者が行政情報を有効に利活用するために、制度開始当初から官民間で情報連携を行うことはできず、法施行後3年（平成30年10月）を目途として検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。</p> <p>東日本大震災に際し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求勧奨に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して警察や市区町村が被災した被保険者の個人番号や死亡情報、最新の住所、避難先等を提供できることが明確になれば、被災者に対するより確実な保障の提供が可能となる。同法では利用範囲が社会保障等に限定されているが、公的保障を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、平時に生命保険会社が本人の事前同意を前提に行政情報を利用できれば、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な保全サービスの提供が可能となり、安全・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与する。</p> <p>また、「『日本再興戦略』改訂2015」には、引越しや死亡等のライフイベントに応じたワンストップサービスの提供等が掲げられている。例えば、終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続きを迅速かつ確実に実施することができれば、特に高齢者に対する確実な契約管理、支払管理態勢の構築が可能となる。</p> <p>さらに、マイナポータルが整備され、生命保険会社が電子私書箱を利用して通知を行うことができれば、顧客の利便性が一層向上する。例えば、当該機能を通じて保険料控除証明書の交付等を行うことができれば、必要な最新情報をタイムリーかつ確実に提供することが一層可能となる。</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第2条第8項、第9条、第19条柱書き、第7号、第13号、第29条第1項、附則第6条第1項、第5項、第6項、別表第一、別表第二
(2)	民間企業におけるマイナンバーの利用拡大	「安全措置基準」を緩和し、一定の情報セキュリティ条件を満たせばマイナンバーを企業においてIDとして活用できる施策を講じていただきたい。	<p>(a) 規制の現状 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」第4章にて記載。「個人番号を利用できる事務については、番号法によって限定的に定められており、事業者が個人番号を利用するのは、主として、源泉徴収票及び社会保障の手続書類に従業員等の個人番号を記載して行政機関等及び健康保険組合等に提出する場合である。」</p> <p>(b) 要望理由 政府の「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ（案）」では、2020年までに個人番号カード活用シーンが展開されている。そのなかで、2016年4月に「個人番号カード」の「ICチップが民間開放」され、「民間企業の社員証」等への適用が記載されており、「個人番号カード」の利用シーンは企業にとってメリットが高い。 また、企業が管理すべき情報と官公庁が管理する情報に齟齬が生じないように、マイナンバーを共通の番号として、善良なる企業であれば必要に応じ従業員の情報を入手することができる様な基盤が構築されれば、企業にとって省力化が実現できる。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 ①セキュリティ面のレベル向上：政府が進める「すべての国民が安心安全にネット環境を利用できる権利を有する世界最先端IT国家」を民間企業にも適用すれば、企業が個別に対応してきたセキュリティなどの基盤構築で一定レベル維持が達成できる。 ②マイナンバーをKEYとしたデータ活用：企業が扱う従業員等に対し、現状は本人から申請したデータを登録しているが、マイナンバーをKEYとして官公庁が管理している情報を共有することができれば、その信憑性が高まる。 ③懸念点：共通基盤の確立により、国内外からの情報漏えいの脅威は高まることが想定される。情報管理における脆弱性の回避措置が必須である。</p>	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」
(3)	個人事業主への法人番号の付番	マイナンバー制度の一環として、法人番号が2015年10月以降に付番されているが、会社登記ベースの付番となっており、未登記の個人事業主に関しては対象外とされる。 個人事業主については法人格は無いものの、商業ベースでは法人扱いをしていることから、法人番号またはそれに準ずる番号を付番することで、ビジネス上の取引先管理、マーケティングにおける一貫性を確保すべきである。	<p>(a) 規制の現状 法人番号は個人事業主に対しては付番対象外とされている。</p> <p>(b) 要望理由 個人事業主といえども商業ベースや金融サービス上では法人に準じた扱いをすることが多いにもかかわらず、今般のマイナンバー制度では、法人番号の付番対象から外れるため、事業主の個人番号で識別・特定せざるを得ない。 しかしながら、個人番号は用途が税・社会保障・災害対策の3分野に限られるため、ビジネス上の取引先管理やマーケティング等に利用することができず、商取引における取引先の識別・特定や名寄せ等への利用が実質的に不可能であり、実務上の不都合を生じることが懸念される。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 個人事業主にも法人番号またはそれに準じた番号を付番することで、商取引における識別・特定や名寄せなどに活用できるようになり、ビジネス上の取引先管理、マーケティングにおける一貫性を確保できると期待される。</p>	番号法第58条
(4)	個人番号カードのICチップ空き領域の技術情報の開示	個人番号カードのICチップ空き領域を民間が利用するためのICチップに搭載するアプリを作成するために必要な技術情報を開示すべきである。	<p>(a) 規制の現状 ICチップ空き領域を利用する際にアプリを開発するために必要となる技術情報が総務省からも地方公共団体情報システム機構からも公開されていない。 政府・与党において個人番号カードの空き領域の利活用について活発に検討が行われている。</p> <p>(b) 要望理由 個人番号カードの空き領域を民間開放することで、番号カードをマルチカード化する企画が政府・与党においても検討されている。 民間開放することで、例えば、民間企業が自社事業所のセキュリティー対策として既に利用中の社員用ICカードが暗号処理等を利用している場合、この機能を番号カードに搭載するためにはICチップの空き領域に暗号処理機能を実装したアプリを搭載することが必要となる。また、銀行のキャッシュカードに代表される、生体認証機能を番号カードに搭載する場合、ICチップ内で生体認証処理を行う機能を実装したアプリを搭載することが必要となる。 上記のようなアプリを開発するためには、アプリ上で複雑な処理を実装するための技術情報の開示が必要となる。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 個人番号カードの利便性向上によりカードの普及促進、ひいては番号制度の定着を通じて、利便性・効率性の高い社会の実現につながる。</p>	

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
(5)	スマートフォンの個人番号カードのサブカードとしての利用	公的個人認証の電子署名の複数枚発行及びスマートフォンへの搭載を規制緩和することにより個人番号カードのマルチカード化を実現すべきである。	<p>(a) 規制の現状 公的個人認証法で電子署名の二重発行を禁止している。 (第6条電子署名用電子証明書、第25条利用者証明用電子証明書)</p> <p>(b) 要望理由 個人番号カードのマルチカード化の実現には、ICチップ空き領域の利用と公的個人認証の利用の2つの方法がある。ICチップの空き領域は現状、容量が小さく、多数の用途に使用することに限界がある。一方、公的個人認証にはその制限は無いものの、マイナンバーが券面記載されている個人番号カードを常に持ち歩くことに抵抗を持つユーザーもいると考えられる。 このため、常に身に着けているスマートフォンや携帯電話をサブカード化することで利便性が向上する。なお、セキュリティ対策としてスマートフォン紛失時等における同機能のリモート消去等の安全措置は必要となる。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 個人番号カードの利便性向上によりカードの普及促進、ひいては番号制度の定着を通じて、利便性・効率性の高い社会の実現につながる。</p>	公的個人認証法で電子署名の二重発行を禁止第6条電子署名用電子証明書、第25条利用者証明用電子証明書
(6)	電子帳簿保存の承認要件の緩和	電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件である。紙による帳簿保存よりも過度に厳格となっているこれらの要件を見直すべきである。 紙による保存に替えて、電子化を税制分野でも推進していくことができるよう電子帳簿保存について見直すべきである。	<p>(a) 規制の現状 電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件であり、紙による帳簿保存よりも過度に厳格となっている。</p> <p>(b) 要望理由 電子帳簿保存法の承認を受ける要件が過度に厳格なため、各要件に対応するには会計システムや関連業務システムにて広範囲にわたって改修対応が必要となる。また、課税期間を通じた帳簿書類のデータ量は一般的なDVDディスク容量4.7GBを超過するため、さらに大きなハードディスク等の保存ディスクを用意することが必要となる。これらの対応には相当なコストを伴うため、企業の税務関係帳簿書類の電子化が阻害されている。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 税制分野でも紙による保存に替えて、電子化を推進していくことができ、企業にとっても、税務当局にとっても事務効率化が進む。</p>	電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）
(7)	タイムスタンプの法的根拠	(一財)日本データ通信協会のタイムビジネス信頼・安心認定制度において技術・運用面でその信頼性が認定されている事業者が発行するタイムスタンプの法的根拠を明確に設定すべきである。 具体的には、現在は確定日付として公正証書の日付や内容証明郵便の日付等のみしか認められていないが、タイムスタンプもこれに加えるべきである。また、現在の電子署名法では、手書き署名や押印とは異なり、実質的に短期的に有効なものしか規定されていないが、欧州等のように、タイムスタンプを同法の中で規定することにより、中長期的に有効な電子署名を規定して使えるようにすべきである。	<p>(a) 規制の現状 e文書法が制定された2005年に総務省より「タイムビジネスに係る指針～ネットワークの安心な利用と電子データの安全な長期保存のために～」が発行され、(一財)日本データ通信協会においてタイムビジネス信頼安心認定制度が制定されている。ここで認定されている時刻とタイムスタンプはJISおよびISOに準拠している。 電子署名法第二条において電子署名の定義がされているが、1項二を満たすためには、タイムスタンプを活用する必要がある。タイムスタンプは電子帳簿保存法施行規則第三条5項にて記載されているが、法的な根拠が乏しい。 確定日付は民法施行法第五条で規定されているが電子情報における規定は無い。特許庁が発行している先使用权制度の円滑な活用に向けて(平成18年)では、証拠力を高める具体的な手法の紹介として「法的な確定日付効はない点に注意する必要がある」との記載がある。</p> <p>(b) 要望理由 電子化社会において電子情報の信頼性を将来に亘って担保するための基準を設定することは重要である。EUでは国間を跨いで電子取引を行うことを推進するためeIDASとしてRegulation化されてタイムスタンプも規定されている。このeIDASでは、信頼サービス提供者ステータス情報リスト(Trustlist)に掲載されることで電子的にその信頼を確認することができる仕組みになっているが、Trustlistでは各国の法的根拠を記載する必要がある。一方、中国においても中国のタイムスタンプが知的財産の存在証明として活用が進んでおり判例も出てきているが、日本のタイムスタンプの有効性を認めるか根拠が無いため日本国内のユーザが強く懸念している。認定事業者が発行するタイムスタンプは、知的財産保護、国税関係書類、電子契約、医療情報、建築申請と多岐にわたって利活用が進んでいるが、ユーザからは法的根拠が無いことから、いざ訴訟時に有効にならないのではないかと不安があり、電子化普及の阻害要因となっている。安全安心越境電子取引を実現するためには、現状の認定事業者によるタイムスタンプに日本国としてグローバルに通用すべく法的根拠を設定すべきである。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 ユーザがタイムスタンプ利用を躊躇することなく電子情報の存在証明を行うことで情報の信頼性を担保することができ、安全・安心して電子取引を行うことができる。国を跨いで電子情報の信頼性を保証でき安全・安心に電子情報でのやりとりが可能となる。</p>	電子署名法、電子帳簿保存法施行規則
(8)	給与明細の電子化実施時の本人同意取付	代替手段において、当該項目の確認ができる場合は、本人同意がなくとも給与明細書の電子化が実施できるようにしていただきたい。	<p>(a) 規制の現状 あらかじめ、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(b) 要望理由 電子媒体などの代替手段で本人への通知義務が果たせるため。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 同意にかかる企業での工数の削減ならびに電子帳票で保管をできることによる本人の利便性の向上。</p>	所得税法施行令356条

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
(9)	時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話が利用可能な周波数の技術的条件の見直し	<p>2010年に導入された時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の技術基準であるが、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波を検出した場合には、割当てられた5つの周波数のうち3つの周波数で電波の発射が規制されるため、事業所用コードレス電話システムへの適用には代替周波数の割当てを含めた前記規制の見直しが必要となる。</p> <p>時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの周波数割当ての見直しや、現在共用しているPHSの無線局との共用周波数の拡大をすべきである。できれば1884.5～1893.5MHzの周波数を追加共用としていただきたい。</p>	<p>(a) 規制の現状 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局は、受信電力が-82dBmを超える時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波を受信した場合に、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話に割当てられた5つの周波数の内3つの周波数で電波の発射が規制される。</p> <p>(b) 要望理由 規制の結果、通信容量が最大60チャンネルから最大24チャンネルへと減じられてしまうため、事業所用コードレス電話システムへの適用には十分なサービス品質を確保できない。チャンネル数を試算すると最低5つの周波数が必要となり、現行の保護規制を見直すか利用規制分の代替周波数があれば、設置場所に左右されないサービス品質を確保することができる。時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルには2周波数が割当てられているが、この制御チャネルの割当周波数をch31～36のいずれかに移動できれば利用規制条件を撤廃、あるいは緩和することができる。1周波数の移動で規制周波数の数を2つに緩和することができ、2周波数の移動で規制周波数を無くすることができる。時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの移動には現行設備の更新が必要となるため移行期間を設け、その期間は4周波数を割当てて、いずれか2つを利用できるようにすることが望ましい。経済性を追求する場合は、利用規制される周波数の数だけ代替周波数を割当てることが望ましい。割当てる周波数であるが、現行のデジタルコードレス電話の無線局は既にPHSの無線局と周波数を共用しており、この共用周波数を拡大すれば、周辺の無線システムとの共用条件に変化を与えることはない。現在のPHSの無線局の利用状況からサービス品質に影響を与えるとは思えず、年間300万局以上増加し現在1200万局以上と推定される時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局と共用することで限られた電波資源の有効利用となる。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 事業所用コードレス電話システムの導入、及び今後期待されるIoT/M2Mなどの高度化アプリケーションを高品質かつ安価に提供し、発生するトラフィックを集約して固定通信網へ運ぶことで携帯電話のトラフィックをオフロードすることができる。携帯電話は移動利用に必要な電波資源を勘案すれば良く、総合的に限りある電波資源を有効利用する効果が期待できる。</p>	電波法施行規則第6条第4項第5号、無線設備規則第49条の8の2の2第1項第1号ハの規定に基づく総務省告示第389号2の4の(二)
(10)	IoT応用WiFi (IEEE802.11ah)の国内導入を可能とする制度整備	<p>現状の国内920MHz帯技術基準が、米国欧州の国際基準と不整合な部分があり、IEEE802.11ahをベースとするIoT応用の普及に障害となっている。既に100億ノードを出荷しているWiFiデバイスが今後より大きな普及を狙うIoT応用で、国際競争上の優位を維持するために前記技術基準を改定すべきである。</p>	<p>(a) 規制の現状 現在の920MHz帯技術条件は、パッシブタグシステム及びアクティブ小電力システムの応用に基づいて検討され、制度化されたものである。</p> <p>(b) 要望理由 現在の条件では、スペクトラムマスク及びチャンネル帯域幅等の不整合により、IEEE802.11ahが使えない。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 米国欧州とのスペクトラムマスクが整合するため、今後広く普及する11ah_WiFiをベースとしたIoT応用への、国内企業の事業参加が可能になる。</p>	電波法・省令
(11)	無線方式を用いた自動火災報知設備の感知器、発信器、中継器及び受信機に関する技術上の基準の見直し	<p>近年の無線情報通信の技術発展に伴い、自動火災報知設備の情報伝達手段として多様なニーズに対応するため、無線方式を採用した自動火災報知設備について技術基準の整備が進められてきたが、その無線設備は無線設備規則第四十九条の十七に規定される小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であることに限定されているため、同等の機能要求を満足する他の無線設備も認めるべきである。具体的にはデジタルコードレス電話の無線局や小電力データ通信システムの無線局の無線設備を追加いただきたい。</p>	<p>(a) 規制の現状 「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」第八条十六、「中継器に係る技術上の規格を定める省令」第三条十六、及び、「受信機に係る技術上の規格を定める省令」第十三条の二にて、いずれにおいても無線設備は、無線設備規則第四十九条の十七に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること、と記載されており、他の無線設備を許容していない。</p> <p>(b) 要望理由 しかしながら、近年の無線情報通信の技術発展に伴い、同等の性能と運用を担保することができる無線設備は他にも存在するため、無線設備をひとつに限定することの合理的理由が見当たらない。例えば、無線設備規則第四十九条の八の二に規定される時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、第四十九条の八の二の二に規定される時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、及び第四十九条の二十の小電力データ通信システムの無線局の無線設備が適用可能と考えられる。これらの無線設備は、小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備よりも広帯域であるため、感知情報の報知だけに留まらず、音声や映像といった情報を双方向に伝達することも可能である。また、これらの無線設備は家庭や事業所では一般的で広く普及しており、新たな受信機や中継器を準備せずとも既存システムと連携することで経済的なシステムを構築できるため、無線設備をひとつに限定する規制は無くすべきである。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 固定電話や携帯電話、インターネットに接続される機器との連携が容易となって端末製造事業者やネットワークサービス事業者が活発化し、様々なアイデアが加わることで、より高度なサービスの提供が期待される。また、前記時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局や小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備はグローバルに普及しているため、グローバル市場で競争できる。</p>	火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令、中継器に係る技術上の規格を定める省令、受信機に係る技術上の規格を定める省令、及び関連告示

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
(12)	空家とその敷地の所有者情報の提供	空家の減少に向けて我々企業も積極的な取り組みを行う考えだが、空家の所有者がはっきりせず、所有者への働きかけが十分に行えない状況にある。空家の減少を促進するためにも、一定の条件の下での、行政側が保有する所有者の氏名、現住所等の個人情報を民間企業にも開示できるようにすべきである。	<p>(a) 規制の現状 空家対策特別措置法において、市町村長は、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報（課税台帳）のうち、空家等の所有者等に関する情報（氏名又は名称、住所、電話番号）について、法の施行のために必要な限度において、守秘義務に抵触することなく、内部で利用することができることとされている。 しかしながら、市町村の内部利用に限られるため、空家対策としての管理業務や建替え需要調査、土地活用等を担う民間事業者に対しては、空家とその敷地の所有者への連絡や働きかけを目的とする場合であっても、個人情報保護法の利用目的の制限条項があり、空家対策特別措置法にあっても外部への情報提供やその活用途、利用制限について明記されていないことが理由となり、課税台帳に記載されている個人情報の提供を受けることができない。このため、民間企業が事業性の確認を含め、空家対策に積極的に動くことが大変困難な状況となっている。</p> <p>(b) 要望理由 民間事業者が空家対策に取り組む場合には、事業性に関する調査を行う必要から、所有者との接触、交渉が不可欠であるが、空家の所有者を調べることが実態的に困難である。自治体においては、課税台帳に収められた個人情報の確認により所有者が特定できていても、民間事業者への情報提供ができないため、自治体のみで所有者に対して働き掛けを行わなければならない。民間事業者に協力を求めようとしても、民間事業者が求める情報を提供できない為、十分な連携がとれず対策の推進が図り辛い。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 空家とその敷地の所有者との調整が可能となり、事業者にとっては、事業性判断を行うことができるようになるため、空家対策の推進が期待できる。</p>	空家対策特別措置法（10条）、個人情報保護法（16条）